

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それではただいまから第 50 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず始めに本部長であります、黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（黒岩知事））

はい。お疲れ様です。圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって本県の新規感染者はわずかな期間で激増し、感染のピークも見通せない状況にあります。

本県の病床はまだ逼迫する状況にはありませんが、今後、重症化リスクの高い高齢者に広がれば、あっという間に病床が逼迫する事態にもなりかねません。

またエッセンシャルワーカーの皆さんが感染や濃厚接触により出勤できず、社会経済活動が麻痺する恐れも生じています。

こうした中一昨日、首都圏の 1 都 3 県の知事で、まん延防止等重点措置の適用を山際大臣に要請し、本日、国は、本県を含む首都圏 1 都 3 県等に対して、1 月 21 日から 2 月 13 日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決定いたしました。本日は国の基本的対処方針の修正等を踏まえ、本県としての今後の対応についてしっかりと協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこの後、知事・市町村長会議が予定されており、市町村の首長の皆さんにも、この本部会議を傍聴していただいております。しっかりと県の考えなど、情報共有を図っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。ただいま本部長からもお話がありました通り、この後の会議もごございますので、この本部会議については、6 時を目途に終了ということで効率的な会議運営にご協力をお願いします。それでは早速議事に入らせていただきます。

まん延防止等重点措置に指定されたことに伴いまして、本県の対応についてご協議いただくものです。まず始めに、新型コロナウイルス感染症の国の基本的対処方針の変更新旧対照表という資料がございますので、それをご覧ください。ずっと飛びますが、15 ページまで一気に飛んでいただきたいと存じます。15 ページであります。

15 ページの一番下、重点措置区域における取り組み等とありますので、国の基本的対処方針、法定受託事務でございますのでここの中に書かれたことを、県として具現化していくということでございます。

16 ページです。わかりやすく読み砕きながらご説明をさせていただきます。まず、飲食店等に対する制限です。

①都道府県は、2 行目、知事の判断による、上記の重点措置を講じるべき区域「措置区域」、これは全県にする予定でございます。において、次の行、認証店以外の飲食店に対する営業時間の短縮（20 時まで）の要請を行う。とともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする、非認証店

に対する措置であります。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までが基本）の要請を行うこととする。この場合において、次の行、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする。括弧の中、知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。こうした選択肢が定められているところであります。

②都道府県は、措置区域において、次の行、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請する。認証店における対象者全員検査を実施した会食については、5人以上の会食も可能とするという記載がございます。

次に17ページ中ほど、イベントの①であります。感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限2万人、かつ収容率の上限を100%とする、2万人上限というキャップが変わります。次、アンダーラインのところ、ただ、さらに対象者全員を、全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員まで、すなわち2万人を超えて、収容することを可能とするという記載がございます。

次のページ18ページ。①がちょっと省略されておりますので、ここを読み上げさせていただきます。括弧略の部分を読み上げるということでご理解ください。

都道府県は、措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民等に対して要請を行うものとする。が、これが変更新旧対照、変わっておりませんので略になっていますがそういう表現です。

②都道府県は、措置区域において、次の行、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出、移動の自粛、それから、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛、することについて、住民に対して協力要請を行う。またのところ、不要不急の都道府県間の移動は、次の行、極力控えるように促すものとする。この場合、対象者全員検査を受けた者はその対象としないことを基本とする。こういった住民の皆様への要請も記載があるところでございます。

以上が、まん延防止等重点措置に伴う主な措置、国が定めた措置でございますけれども、これを概観する限り、まん延防止等重点措置というのは、飲食店に対して、時短であるとか、酒類の提供の停止であるとか、そういったことも求める内容になっております。

なぜ飲食店なのか。またその背景について、ここで阿南先生の方から専門的な知見をいただきたいと存じます。

#### ○（阿南医療危機統括官）

はい。阿南でございます。

やはりオミクロンの感染拡大ということが1つのキーでありまして、今までの状況とは変わってきた。オミクロンの特性及び県民市民皆さんのワクチン接種の状況、そういったことをかんがみて、これは各種のデータも踏まえると、やっぱりハイリスクなところにポイントを絞ってハイリスクなところを叩いていく。逆にリスクの低いところは、大丈夫なのではないか。こういうメリハリをつけるという考え方でありまして。その中でハイリスクっていうと2つあります。1つは、今日も出た飲食店会食これはデータ上、これは国のアドバイザリボードの中でも指摘されていますが非常に今、感染源として大いに、特に、大勢、長時間、大声、これがキーになっていましてこういったところでの感染ということが確認されていますのでここをちゃんと押さえ込むのだということです。

もう一つは、やはり今若いのですがこれから先高齢者に入っていく。ここも1つのハイリスクというふうにとらえますので、ハイリスクのところポイントを絞っていく、こういった視点でのお

話でありますので、それが今回の対象方針のところに反映されているものと考えます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ありがとうございます。以上のような背景を踏まえて、本県としてどういうふうに対応していくのかということが、次の資料でございます。本県ではまん延防止等重点措置に指定された場合に、県の実施方針を策定するという決めがございますので、本県として実施方針を定めるものでございます。パワーポイントの資料になりますが、1ページをご覧ください。

まん延防止等重点措置については、区域を定める措置区域を定めるということになっておりますが、オミクロン株については、感染力が非常に強く、特定の市町村を指定することはなかなか困難であると。いうことから、県内全市町村を措置区域として、対象としたいと考えています。また、実施期間については、これは国の決定事項でございますので、21日から来月13日までの24日間といたします。

2ページをご覧ください。2ページは、これからご説明するパーツをまとめたものでございますので、後程ご覧いただくこととして省略をさせていただきます。

3ページをご覧ください。まず、県民の皆さんに対してですが、先ほど、国の基本的対処方針で掲げられたもの、これをマルとして記載をしております。内容は重複いたしますので省略いたしますが、一言で言えば、県民の皆さんに対しては、一人一人が徹底して用心にしてくださいということでございます。先ほどのような、時短要請した時間以降は自粛してください。飲食店の利用は自粛してください。こういったものを記載したものでございます。

4ページをご覧ください。飲食店、それから、大規模集客施設、デパートですとかそういった施設のイメージでございます。そこに対してということでまず飲食店でございますが、マスク飲食実施店の認証店、につきましては、先ほど国の対処方針の中の選択肢、いくつかありましたが、本県としては、①21時までの時短要請、お酒については、その1時間前の20時までということが一つのパターン、この場合協力金は2.5万円からということになります。②番として、20時までの時短要請、お酒については、この期間ずっと提供をしないということでもあります。この場合協力金は3万円からになります。これについて、認証店の皆様には、①から②のどちらかを選択いただくという制度にしたいと考えております。

一方、認証されていないお店につきましては、国の対処方針に決めがあります、20時までの時短要請酒類提供停止協力金は3万円からになりますが、この一択ということになります。

人数制限につきましては、先ほど、1グループ1テーブル、5人以上はやめてという表現がありましたが、裏を返すと、1テーブル4人以内でお願いしますということになります。赤い米印でございますが、認証店である、例えば飲食の場であります披露宴会場など、いわゆる慶弔の行事に使用する場合については、対象者に対する全員検査、これを当日中に行った場合は、この4人1テーブル4人以内という人数制限はなしとしたいと考えております。

また、その下の表、大規模集客施設については、これはふた丸記載がございますが端的に言うと、基本的な感染防止対策、施設によっては入場整理入場制限をしっかりとっていただきたいということで、時短制限等は対処方針上もございません。

5ページをご覧ください。イベントについてでございますが、先ほど申し上げた通り、5000人を超える施設、表の右側、それから表の一番下のピンクになっているところでございます。大声を出さないで5000人を超える施設については、県に対して安全計画を策定いただいて提出いただくことで、

まずは2万人を上限として、収容定員まで可能ですよと。2万人が上限であります。米印の3、対象者に対して、全員検査を当日中に行う場合は、この2万人の上限という箍を外して、人数上限を収容定員まで、もっと入れていいですよということでございます。これも国の基本的対処方針通りであります。

最後6ページをご覧ください。その他ということで、これら以外の事業者の皆様には、業種別のガイドラインを守ること。それから、感染者が多く発生しても、ライフライン等を維持する、業務継続これをしっかりと構築していただきたいこと、テレビ会議やテレワークを推進していただくこと、感染リスクが高まる場面を避けていただくこと、こうしたことを呼びかけて参ります。また、県の機関、これは県の中の話であります。これにつきましては、後程、県の基本方針というものを説明いたしますので、この場では説明いたしません。

さらに、社会経済活動を促進する県の取り組みとして、例えばかながわ旅割、これにつきましては、事業の開始は延期をさせていただきたいと思っております。また、Go To Eat 食事券事業につきましては、店内飲食での利用はなるべく控えていただいて、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけていきたいと存じます。なお、現在のGo To Eat 食事券は3月22日までが期限とされておりますが、この利用期間については、延長される見込みでございますので、こういったものを示すことで、利用の皆様にはご安心いただきたいと思います。

以上が、実施方針でございますが、押しなべて国の基本的対処方針通りということでございます。ここで協力金に関して概略は説明いたしましたが、ちょっと細かいテクニカルな部分について産業労働局の方から、次の資料で説明をお願いいたします。

#### ○（産業労働局長）

はい。産業労働局でございます。今回の要請に従っていただいた飲食店に対する協力金は、第16弾となります。資料の上の表は、ただいま安全防災局長の方からご説明いただいた資料に、ほぼ重複しておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。資料の下の方でございます。

協力金の1日当たり交付額売上高方式というものでございます。矢印が書いてある絵がございまして、まずマスク飲食実施店につきましては、要請A、要請Bと書いております。要請Aは21時までの時短、20時まで酒の提供はあり、要請Bは20時までの時短、酒の提供なし、この要請AかBいずれかを原則として1月21日の要請開始日までに選択していただきます。そして、2月13日の要請終了日まで継続していただくということをお願いしたいと存じます。その場合の交付額でございますが、1日当たり、要請Aは2万5000円から7万5000円、要請Bは3万円から10万円と、ということでございます。また、途中変更でございますが、最初、要請Aに従っていただいておりますが、途中で要請Bに従うという形にすると、そういうものも可能としたいと考えております。ただし、こうしたABを期間中に入れ替えるような場合につきましては、全期間、要請Aへの協力金の交付額であります。2万5000円から7万5000円、この日額これで計算させていただきたいと存じます。

また、この資料の左下に注が記載してございますが、1月21日の要請開始日に、各店舗の時短営業等の準備が間に合わない場合は、準備が整い次第、時短等を開始していただきまして、要請終了日、2月13日まで継続していただいた場合に、時短営業を開始した日から要請終了日までの協力金を交付させていただきたいと思っております。説明以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。続けさせていただきます。次の資料は、先ほど後程説明すると申し上げた、県の機関、どちらかというとな内部的な話でございます。

県の基本方針でございます。従前からの履歴をご覧ください通り従前から定めておりますが、今回変更点がございます。まず1番、全庁を挙げた対策の実施について、若干の変更がございますので、総務局長の方から簡単をお願いいたします。

○（総務局長）

はい。総務局長でございます。オミクロン株によります、職員の感染者、これもかなり急増しております。県民の生命生活を守るための業務これを遂行していくために、非常時においても必要人員が確保できるよう、業務を見直し、体制を整えていただくということが必要でございます。そのため、全庁挙げた対策の実施の中で、3行目でございますが、非常時優先業務の継続に向け、新たに加えた形の中で、全庁コロナシフトを維持していくというようなことをお願いしたいと思っております。また、改正ではございませんが、2の（1）、職員向けの対策につきまして、テレワーク等の実施、それからリモートによる会議の実施など、職場の感染防止、感染予防対策に対してさらに努めていただくよう、個々でお願いしたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。続けさせていただきます。次のページの（2）、県民利用施設につきましては、これまでと変更ございません。市町村長の皆様もお聞きいただいておりますが、県民利用施設につきましては、個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営するということでございます。次に少し飛びますが、4番の公立学校向け対策ということで、別添資料2をご覧ください、教育長に参考資料も含めてご説明をいただきたいと存じます。

○（教育長）

教育委員会における今後の教育活動等についてです。別添資料2をご覧ください。1の公立学校における対応、（1）の県立学校、高等学校と中等教育学校ですが、すでに実施をしております。朝の時差通学の徹底、併せまして、下校時の混雑回避を図るということで、授業については、短縮授業の実施をいたします。

その次の特別支援学校、現在実施しております、時差通学及び短縮授業を徹底して参ります。枠の中ですが、県立学校における児童・生徒への対応。アが基本的な対応、イが学習活動で、ウが部活動、部活動の最初のポチ（「・」）のところですが、活動場所は校内、活動は自校生徒のみ。

次のポチ、活動は平日の放課後のみ90分程度、週4日上限。大会等への参加につきましては、別途、学校長が教育委員会と協議の上、参加の可否を決定。合宿及び県外遠征については中止。

また、大会に参加する場合は、けが防止等の観点から必要等を認める場合は、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」という方針がございますので、それに則った必要な活動は認めると。

それから学校行事でございます。修学旅行については、延期または中止。宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては、延期または中止。基本的には現在延期をして、実施をできる時期を待つというスタンスで対応をしております。

卒業式につきましては、感染防止対策を徹底して実施をして参ります。実施に当たっては、感染

防止対策をとるということで、間隔を空けるとか、式への参列者、残念ながら、若干の制限をさせていただくということでございます。

(2)が、市町村立の学校、従来通り、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとっていただくよう、市町村教育委員会に依頼をして参ります。

2の県立社会教育施設における対応でございますが、1ポチの博物館・美術館は、事前予約制、図書館は通常どおりの開館でございます。

それからちょっとおめぐりいただきますと参考で、令和4年度の公立高等学校入学者選抜における新たな対応についてという資料、本日午後発表をさせていただいておりますが、1の入学者選抜における追検査の日程変更、これは共通選抜が2月15日に行われた後、昨年度、今年の前年度も2月21日に中5日空けて、追検査を実施しておりましたが、その追検査の時期を10日後の2月25日に変更をするということで、受検生の受検機会の拡大、これを図って参りたいと考えております。2月15日の本検査、それから2月25日の追検査、さらに、コロナ対応として3月10日に追加の検査、というものを設けておりますので、3回にわたっての受検機会を確保して参りたいと考えております。教育委員会からは以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ありがとうございました。ここまですまん延防止等重点措置に係る県の実施方針、それからその中にあります、県の機関に関する基本方針についてご説明をさせていただきましたが、何かご意見ご質問等ございますか。

○（本部長（黒岩知事））

ちょっと一言。オミクロン株による感染爆発の中ですね、県職員の感染者も急増しております。感染者や濃厚接触者である職員がさらに増加して、各所属の機能が維持できなくなるような事態が現実的な危機として迫っております。医療機関、医療従事者をしっかり支える我々が機能不全となる最悪の事態は何としても防がなければなりません。

各局長はリーダーシップを発揮して、テレワークの一層の活用など職員の感染防止を徹底するとともに、非常時優先業務の継続に向けた見直しを行い、全庁コロナシフトによる全庁応援体制をしっかりと継続して欲しい。以上であります。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。構成員である各局長におかれましては、ただいまの本部長の指示を踏まえて対応いただきたいと存じます。それでは、本部長にお諮りいたします。

神奈川県の実施方針、それから県の機関について定めました基本方針について、ただいまご説明の内容でご承認いただけますでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。いわゆる措置については以上でございますが、次の資料につき

ましては、医療サイドからの説明になります。恐縮ですが資料、幾つかありますので、一気にご説明いただければと存じます。

○（阿南医療危機統括官）

はい。まずはですね、感染者が増えていることに関しまして、もう病床をフェーズ、この引き上げの検討をしなければいけない状況というふうに考えてございます。先ほどから出ていますように患者さんが急増しています。当初の予想よりは少し伸びが小さくてですね、右側が実際の利用者ですけれども、当初は海外のデータで1.41倍ずつ増えていくというものを実際は1.2倍ぐらいで伸びていますので、それで延長したとしてもやはり月末には1万を超えてくる。こういう状況であります。入院患者さんに関しましてもやはり今急増状態でありましてこの状態で、伸び率でそのまま延長していくと、月末にはですね我々が今フェーズⅢということではありますがこれを超えて、災害フェーズで用意している最大のフェーズ、ここのところに到達してしまうという伸びの状況が見えてきました。実際の運用病床の拡大の様子は右の下にあるわけですが、オレンジの線で患者さんの入院数が伸びていて今用意してある病床の大体3分の1が使われている状況であります。

しかし、なかなか病床の拡大が難渋しています。これは報道等でも出ておりますがこれは海外及び沖縄県が体験したように、医療従事者が感染をし、従事できない、こういった状況でありまして本県のデータ、昨日は464、また、本日更新しましてこれ500人を超えてきております。やはり、休んでしまって業務に就けない医療者が非常に増えてきている。まだ当分この傾向は続くだろうというふうに考えています。やはりオミクロン株の特性ということを私たち考えて病床考えなければいけないわけですが、今までとがらっと変わっている。これは、ここのところ数日、病院関係者とミーティングをしています。明らかに違う。何が違うのかということに関しまして言いますと、今まではコロナ、コロナというのは肺炎が問題だったわけですが、肺炎が悪化して、重症化して入院するこういった方々が多かったのですが、これは決して多くない。一方他の病気の理由で入院をする方その方にコロナがついている。そういうケースが多い。コロナ自体の症状が軽いんですね。こういった方が多くて、実は、コロナの中身は変わったのですが、コロナが陽性だということは、コロナ専用の病棟に入院していただくしかない。結局病床の需要は高まっているこれは変わらないのです。ただ診療の内容が変わってきているということでもあります。これらのことを踏まえましてやはり病床病棟の、拡大ということはこれから先の予測を踏まえまして必要である。ただし、先ほど申し上げたようにスタッフの需要ということが非常にこの確保が難しい状態、さらに冬場特有のですね、年間として1月2月に一番、様々な疾患で入院患者さんが多い時期ですので、パワーを集約しなければいけない。そういうことで、夏の第5波でも出しました県医療緊急非常事態対応指針。つまり、延期できる、医療を延期する、ここと発動とを合わせた形で、最高フェーズの災害対応フェーズ、ここへの引き上げということを検討したいというふうに思っております。現在、神奈川の認定医療機関そして県病院協会、医師会とここのところ、協議をしております。やはり現場の意見ということが重要でありますので皆さんのご同意がえられるという時点で、この発動に踏み切りたいというふうに思っております。

本日ちょっと間に合っておりませんのでお願いしたいのは、以前もありましたけれども皆さんの同意があるということベースとしまして、改めて本部長の方に日を変えて、お願いにあがりますので、そこの時点でご判断いただいてゴーということであれば発令したいというふうに考えてございます。

○（副本部長（健康医療局長））

はい。続きまして、お手元の資料、一般検査事業無料検査の期間延長、これをご覧いただきたいと思います。

説明の一行目の最後に書いてありますとおり今無料検査は期間令和4年1月31日までということで国から認められております。ただこれ今無料検査を止められる状態ではございませんので、一つ目の黒四角にある通り、延長期間を令和4年2月28日、2月末までとして、国と協議をしたいというふうに考えております。まずこれが1点目でございます。

それから次の資料。1月14日厚労省通知に基づくオミクロン感染者の取り扱い変更等についてでございます。この資料のページの中程でございますように、現在、L452R、すなわちデルタ株の陰性、デルタ株マイナスの場合は、オミクロンと推定されますけどこれが70%を超える自治体というのは、次の対応を行うことができるということで下のところに、左半分陽性者、右半分濃厚接触者とありますけど、例えばコロナ陽性者をオミクロンだとみなして扱うとか、療養期間は10日にするとか、こういうようなことが定められております。県として決定が必要なのは濃厚接触者の扱いの3ポツ目、色が変わっておりますけど無症状の社会機能維持者の範囲であります。無症状の社会機能維持者ということになりますと、PCRもしくは抗原定量は6日目、それから抗原検査キット6日目と7日目に陰性が確認できれば待機を解除できるという、特別な扱いがされております。

この社会機能維持者の範囲をどこにするかということでございますけれども、国の方で次のページから1、2、3、それからページがまたさらに移って4、5という形で、様々な社会機能の維持に必要な医療の従事者を初めとして例示がされております。この中で決定すべしということでございますけれども、本県といたしましては、極力幅広く認めて社会機能を維持していきたいというふうに考えておりますので、このすべてを社会機能維持者というふうに神奈川県として定めたいと考えております。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。3点ほどご説明がありましたが、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいですか。それではここで確認をさせていただきます。まず1点目ですが、今後、医療機関等々十分に協議をした上で、災害フェーズへの引き上げもあるという、いうことをこの本部会議で合意した上で、その判断につきましては、おそらく本部会議を開くいとまがないと思われまので、本部長に一任するというのでそれを今本部会議として決定することが1点目。

2点目は、一般検査事業の期間を2月末まで延長するという方向で調整に入るといふ点。

3点目は、オミクロン感染症の取り扱いについて、国が示した幅広の社会機能維持者の事業者ということで、チョイスしておくという点ですが、それについて本部長よろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

はい。了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。それではただいまの本部長のご了解をいただきましたので、そういう形で進めていただき

たいと存じます。

以上で本日の議題は終了となりますが、特に前段の措置については、知事から県民の皆様にはわかりやすくメッセージを発していただきたいと存じますので、本部長よろしくお願いたします。

○（本部長（黒岩知事））

はい。それでは知事メッセージを発出いたします。

圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって、本県の新規感染者は、わずかな期間で激増しました。

現時点では、本県の病床はひっ迫している状況にありませんが、若者を中心に広がっている感染が、今後、重症化リスクの高い高齢者に広がれば、あっという間に病床がひっ迫する事態になりかねません。

また、いわゆるエッセンシャルワーカーが、感染等により出勤できず、社会経済活動が麻痺する恐れも生じています。

この切迫した状況を踏まえ、本日、国は、本県を含む首都圏1都3県などに対して、1月21日から2月13日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

人混みは危険という意識を強く持って、混雑を避けるほか、マスク飲食や、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底してください。

また、マスク飲食実施店に認証していない飲食店や、21時以降に開いている飲食店には行かないでください。

今後、気を付けるべきは、高齢者に感染を広げないことです。改めて「一人ひとりが徹底用心」をお願いします。

マスク飲食実施店の認証店は、

「営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで」または、

「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし」のいずれかを選択してください。時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支払いますが、どちらを選択したかにより金額は異なります。

人数は、1テーブル4人までとします。ただし、結婚披露宴や法事などの慶弔行事で飲食店を利用する場合は、当日全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数制限はなしとします。

マスク飲食実施店の非認証店は、「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし、1テーブル4人以内」とします。

非認証店についても、時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支払います。

大規模イベントは、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合、人数上限は2万人

とします。ただし、当日2万人を超える範囲の入場者全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数は収容定員までとします。

医療、福祉、ライフラインなどの事業者は、従業員の十分な感染防止対策を取りつつ、感染者や濃厚接触者が多く発生した場合であっても、業務継続を図るよう努めてください。

県は、昨年末に病床の確保フェーズを3に引き上げるほか、宿泊療養施設のさらなる確保や、自宅療養者の支援体制の強化など、先手、先手で、医療提供体制の確保に取り組んできました。

こうした中、このたびのまん延防止等重点措置の適用によって、県民や事業者の皆さんに、再びご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、24日間にわたる措置で、この危機を早期に収束できるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本部会議を終了させていただきます。